

# 第5章 誘導施設

1. 誘導施設の設定方針
2. 誘導施設の設定
3. 誘導施設の定義

# 1. 誘導施設の設定方針

都市機能誘導施設（以下、「誘導施設」という。）は、都市の将来像を実現するために、都市機能誘導区域内に立地を誘導する必要がある都市機能増進施設のことです。

誘導施設の設定方針は、以下のとおりとなります。

なお、すでに都市機能誘導区域内に立地している都市機能増進施設は、住民の生活利便性確保のため今後も維持します。

## 【誘導施設の設定方針】

- 上位・関連計画との整合を図ります
- 立地している施設の状況や将来のまちづくりを見据え、必要となる施設※を位置づけます
- 都市拠点に集約する必要性は低く、各地域（日常生活圏域、通学区域等）に配置されることが望ましい施設は位置づけないものとします

※必要となる施設

- ・現在、都市機能誘導区域内に立地しており、今後も維持すべき施設
- ・現在、都市機能誘導区域内に不足しており、新たに立地を誘導すべき施設

## 2. 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針に基づき、誘導施設を以下のとおり設定します。

### 【誘導施設の設定】

分類	施設	立地状況		誘導施設	考え方
		区域内	区域外		
行政施設	役場	○	－	●	■行政の中核機能であり、村全体をカバーする施設であるため、今後も都市機能誘導区域内に維持
介護福祉施設	総合福祉センター	－	○	－	■村の保健福祉事業の総合的な推進と、地域福祉活動の場などを提供する施設 ■敷地面積約8haの大規模な施設であり、用地の規模などを考慮し、市街化調整区域である現在の位置に維持
	介護施設 (訪問看護ステーション、老人ホーム、デイサービスセンター、ケアハウス等)	－	○	－	■デイスサービス等は自動車の送迎サービスが基本であり、徒歩圏内に立地する必要性は低い ■基本的に日常生活圏域に分散して立地しており、都市機能誘導区域に集約する必要性は低い
	障がい者施設 (障がい者支援施設、共同作業所等)	○	○	－	
	総合支援センター※	○	－	●	■高齢者の介護予防支援や、障がい児者の相談支援等の複合施設であるため、今後も都市機能誘導区域内に維持
子育て支援施設	幼稚園	－	○	－	■基本的に日常生活圏域に分散して立地しており、都市機能誘導区域に集約する必要性は低い
	保育所	○	○	－	
	認定こども園	－	○	－	
	学童クラブ	－	○	－	
	託児施設 (認可外保育施設)	－	○	－	

※総合支援センターにおいて高齢者の介護予防支援を行っている「地域包括支援センター」は、今後日常生活圏域への分散を検討しているため、誘導施設から除外します

【凡例】立地状況：令和2年度末時点において都市機能誘導区域に、『○：立地している』『－：立地していない』

誘導施設：『●：維持・誘導を図るため、誘導施設に設定する』『－：利用圏域等を考慮し、誘導施設に設定しない』

分類	施設	立地状況		誘導施設	考え方
		区域内	区域外		
医療施設	病院	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 村立東海病院は都市機能誘導区域に立地しており、バスでアクセスも可能</li> <li>■ 国立病院機構茨城東病院は、国道245号沿道の市街化調整区域に立地しており、敷地面積約30haの大規模かつ広域的に利用されている病院</li> <li>■ 利用圏域や用地の規模などを考慮し、現在の位置に維持</li> </ul>
	診療所	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民意向調査では、医療施設が近くにあると生活しやすいという意見が多数</li> <li>■ 身近な医療機関として日常生活圏域に必要な施設であり、都市機能誘導区域に集約する必要性は低い</li> </ul>
商業施設	スーパーマーケット	○	○	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民意向調査では、商業施設が近くにあると生活しやすいという意見が多数</li> <li>■ 住民の日常生活を支える施設であり、多様な移動手段によるアクセスのし易さを考慮し、今後も都市機能誘導区域内に維持</li> </ul>
	ドラッグストア	○	○	●	
	コンビニエンスストア・商店	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各地域に立地している施設であり、都市機能誘導区域に集約する必要性は低い</li> </ul>
金融施設	銀行	○	—	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 村民の利用のほか、村内企業の金融ニーズに対応するなど、村の産業・地域振興に必要な施設</li> <li>■ 今後も商業・業務機能が集積する都市機能誘導区域内に維持</li> </ul>
	共同組織金融機関 (信用金庫, 労働金庫, 農業協同組合)	○	—	●	
	郵便局	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各地域に立地している施設であり、都市機能誘導区域に集約する必要性は低い</li> </ul>

【凡例】 立地状況：令和2年度末時点において都市機能誘導区域に、『○：立地している』『—：立地していない』

誘導施設：『●：維持・誘導を図るため、誘導施設に設定する』『—：利用圏域等を考慮し、誘導施設に設定しない』

分類	施設	立地状況		誘導施設	考え方
		区域内	区域外		
教育・文化・交流施設等	学校 (小学校, 中学校)	○	○	—	■地域のコミュニティ拠点であり, また, 災害時の避難所としての機能も有するため, 現在の位置に維持
	学校 (高等学校, 高等教育機関)	—	○	●	■若者を呼び込み, まちのにぎわい創出に寄与する施設であり, 広域的な通学利用が想定されることから, 新たに立地する場合は都市機能誘導区域に誘導
	スポーツ施設 (体育館, スイミングプラザ, テニスコート)	—	○	—	■都市機能誘導区域と隣接する文教エリア(JR東海駅から800m圏内)に立地しており, 都市機能誘導区域に誘導する必要性が低いため, 現在の位置に維持
	図書館	—	○	—	
	文化センター	—	○	—	
	中央公民館	—	○	—	
	歴史と未来の交流館	—	○	—	
	産業・情報プラザ	○	—	●	■村の産業・地域振興に必要な施設であり, 今後も商業・業務機能が集積している都市機能誘導区域内に維持
	集会・地域活動施設 (村民活動センター, コミュニティセンター, 姉妹都市交流会館)	○	○	—	■地域活動の拠点となる施設であり, また, コミュニティセンターは基幹避難所としての機能も有するため, 現在の位置に維持
運動型健康増進施設 (スポーツクラブ, フィットネスクラブ)	○	—	●	■生活習慣病の予防・改善や高齢者の健康づくりなどに寄与する施設であり, 徒歩や地域公共交通の利用を想定し, 今後も都市機能誘導区域内に維持	

【凡例】立地状況：令和2年度末時点において都市機能誘導区域に、『○：立地している』『—：立地していない』

誘導施設：『●：維持・誘導を図るため, 誘導施設に設定する』『—：利用圏域等を考慮し, 誘導施設に設定しない』

### 3. 誘導施設の定義

誘導施設に設定した施設の定義は以下のとおりとなります。

**【誘導施設の設定】**

分類	施設	定義
行政施設	役場	■ 地方自治法第4条第1項に規定する施設
介護福祉施設	総合支援センター	■ 東海村総合支援センターの設置及び管理に関する条例に規定する施設
子育て支援施設		
商業施設	スーパーマーケット	■ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合等含む）で、生鮮食料品取扱施設
	ドラッグストア	■ 日本標準産業分類におけるドラッグストア（6031）
金融施設	銀行	■ 銀行法第2条に規定する銀行
	共同組織金融機関 （信用金庫、労働金庫、農業協同組合）	■ 信用金庫法に基づく信用金庫、労働金庫法に基づく労働金庫、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行う金融機関
教育・文化・交流施設等	高等学校	■ 学校教育法第1条に規定する施設
	高等教育機関	■ 学校教育法第1条（大学・高等専門学校）、第124条（専修学校）、第134条（各種学校）に規定する施設
	産業・情報プラザ	■ 東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例に規定する施設
	運動型健康増進施設 （スポーツクラブ、フィットネスクラブ）	■ 日本標準産業分類におけるフィットネスクラブ（8048）